

# 北海道水産業・漁村振興推進計画(第5期)

次世代につなぐ水産業と活気あふれる漁村づくりに向けて

令和5年3月

北海道

# 目次

<b>第1</b>	<b>計画策定の考え方</b> .....	1
1	計画策定の趣旨 .....	1
2	計画の位置付け .....	1
3	計画策定の手法 .....	1
4	計画の期間 .....	1
<b>第2</b>	<b>水産業・漁村の振興に関する基本的な方針</b> .....	2
1	水産業・漁村をとりまく情勢の変化 .....	2
2	本道水産業・漁村の現状と課題 .....	3
3	施策推進の基本的な考え方 .....	4
4	施策展開にあたっての留意点 .....	5
<b>第3</b>	<b>施策の展開方向</b> .....	7
1	水産資源の適切な管理及び秩序ある利用 .....	8
2	栽培漁業の推進 .....	9
3	担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進 .....	10
4	安定的な水産業経営の育成 .....	11
5	協同組合組織の経営の安定 .....	11
6	安全かつ良質な水産物の安定的な供給 .....	12
7	水産物の競争力の強化 .....	12
8	水産資源の生育環境の保全及び創造 .....	13
9	環境と調和した水産業の展開 .....	14
10	快適で住みよい漁村の構築 .....	15
11	活力ある漁村の構築 .....	15
12	道民理解の促進 .....	16
13	水産業の振興に関する技術の向上 .....	16
<b>第4</b>	<b>水域別の施策の展開方向</b> .....	18
1	区分の考え方 .....	18
2	水域別の施策の展開方向 .....	18
(1)	日本海北部海域 .....	18
(2)	日本海南部海域 .....	20
(3)	えりも以西太平洋海域 .....	21
(4)	えりも以東太平洋海域 .....	22
(5)	オホーツク海海域 .....	23
(6)	内陸の水域 .....	24
<b>第5</b>	<b>計画の目標(漁業生産の目標)</b> .....	25
<b>第6</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	27
1	推進体制 .....	27
2	推進管理 .....	27
<b>資料編</b>	.....	28
1	関連図表 .....	28
2	関連指標 .....	29
3	関連する主な計画等 .....	29
4	用語解説 .....	30

## 第1 計画策定の考え方

### 1 計画策定の趣旨

「北海道水産業・漁村振興推進計画」(以下「計画」という。)は、「北海道水産業・漁村振興条例」(平成14年北海道条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例に掲げている道が講ずる基本的な施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的を実現するために水産業・漁村の振興に関する施策の基本的な事項及び漁業生産の目標等を示すものです。

また、この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として位置付けられるものです。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の主に以下のゴール(ターゲット)の達成に資するものです。

- ・ ゴール2(2.3)
- ・ ゴール4(4.4)
- ・ ゴール8(ターゲット8.1、8.6)
- ・ ゴール14(ターゲット14.2、14.4、14.b、14.c)
- ・ ゴール15(15.7)
- ・ ゴール17(ターゲット17.14、17.17)



### 3 計画策定の手法

計画の策定にあたっては、条例第7条第4項及び第5項の規定に基づき、道民の方々の意見や北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴いて策定しています。

### 4 計画の期間

この計画では、水産業・漁村をめぐる情勢の変化や、国の水産基本計画、道の北海道総合計画との整合を勘案し、今後10年程度(おおむね令和14年)の展望のもと、当面5年間(令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度))の取組を示しています。

なお、大きな社会経済情勢の変化があった場合など、期間内においても必要に応じて計画を見直すこととします。

## 第2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

### 1 水産業・漁村をとりまく情勢の変化

#### (1) 我が国の社会経済情勢の変化

##### ① 少子高齢化の進行及び人口の減少、世帯の少人数化

我が国では、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、また、世帯の少人数化や共働き世帯の増加など、社会構造にも変化がみられており、生産及び消費の縮小、労働力不足等が懸念されています。

飲食料品製造業などの分野では、不足する労働力を補うための特定技能制度が設けられ、外国人材を受け入れることも可能になっています。

本道では、全国を上回るスピードで人口減少が続いていることに加え、都市部への人口集中と漁村地域を含む地方の過疎化が進行しています。

##### ② 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により、学校の休業やイベントの制限、飲食店の営業時間の短縮といった社会経済活動の停滞をはじめ、他地域・他県との往来や不要不急の外出の自粛要請等の行動制限など、個人の行動様式や消費・流通形態は大きく変化しています。

##### ③ 激変する国際情勢

ロシアによるウクライナ侵略に対する国際的な制裁措置を背景に、食料・資材の供給不足や価格上昇など社会経済への影響が生じています。

また、北朝鮮が発射した長距離弾道ミサイル等が我が国の排他的経済水域(EEZ)内に落下するなど、漁船等の安全確保に深刻かつ重大な脅威となっています。

##### ④ SDGs・カーボンニュートラル・脱プラ等の国際的な取組への対応

持続的な社会の実現に向け、持続可能な開発目標(SDGs)、カーボンニュートラル、脱プラスチックなど、様々な環境問題への国際的な取組が広がっています。

また、沿岸域や海洋の生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素、いわゆるブルーカーボンが注目され、藻場・干潟が地球温暖化対策における新たな吸収源として期待されています。

##### ⑤ デジタル化・スマート化の進展

取引の電子化、ICT・IoT・AI等の技術や機器の発達など、あらゆる分野でのデジタル化・スマート化の進展が著しく、利便性の向上や業務の効率化・省力化に向け、さらなる活用が期待されています。

#### (2) 水産業をめぐる情勢の変化

##### ① 気候変動や海洋環境の変化等による漁業生産への影響

地球規模での気候変動や海洋環境の変化などを背景に、秋サケの来遊不振、サンマやスルメイカ資源の減少と漁場形成の変化などによる、本道の主要魚種の不漁が続いていることに加え、令和3年9月には太平洋沿岸域で大規模な赤潮が発生するなど、漁業のみならず、水産加工業や流通業等の関連産業にも大きな影響が生じており、漁村地域の活力低下が懸念されています。

##### ② 漁業生産体制の脆弱化

漁業就業者の減少・高齢化に加えて、漁船や漁労設備等の生産基盤の老朽化など、漁業生産体制の脆弱化が進んでおり、将来にわたって水産物を安定的に供給していく体制の確保が危ぶまれています。

### ③ 消費・流通構造の変化

家庭における水産物の消費は減少が続き、また、魚介類の摂取量は若年齢層で少ない状況にあることに加えて高年齢層でも漸減傾向で推移しており、我が国の人口減少とあいまって、今後、水産物消費が一層低下していくことが懸念されています。

また、核家族化、共働き世帯の増加及び新型コロナウイルス感染症の拡大による様々な影響などを背景に、食の簡便化、宅配・個配やネット通販の進展など、消費・流通形態は大きく変化しており、消費者ニーズは多様化しています。

### ④ 国際的な漁業情勢の変化

サンマやクロマグロなどについては、関係する地域漁業管理機関(RFMO:中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)・北太平洋漁業委員会(NPFC)など)による水産資源の保存管理措置が導入されるなど、国際的な資源管理の重要性が増しています。また、ロシアによるウクライナ侵略に対する国際的な制裁措置などを背景とした燃油や資材価格の高騰、不透明感が増すロシアとの協定に基づく漁業の情勢など、本道水産業への影響が懸念されています。

### ⑤ 水産改革と新たな水産基本計画

国は、「水産政策の改革」を掲げ、令和2年12月に施行された改正後の漁業法などにより、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しなどに取り組むとともに、令和4年3月策定の新たな「水産基本計画」では、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化、<sup>うみぎょう</sup>海業などによる漁村の活性化など3本の柱として施策を展開することとしています。

## 2 本道水産業・漁村の現状と課題

本道は我が国最大の水産物供給基地であり、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給することが期待されています。

水産業は本道の基幹産業として、漁村地域などの経済社会の維持安定に重要な役割を果たしていますが、道内の水産業・漁村は様々な課題を抱えています。

### (1) 気候変動や海洋環境の変化等による漁業生産の減少

本道の漁業生産量は、近年の気候変動や海洋環境変化の影響などにより、減少傾向が続いており、こうした環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復が喫緊の課題となっています。

このため、海域特性や海洋環境の変化に対応した栽培漁業の取組を進めるとともに、新たに魚類養殖や陸上養殖の事業化に向けた技術開発など、生産増大に向けた取組の推進とともに、漁業法に基づく新たな資源管理について、漁業者の理解や協力の下での円滑な実施に努めるほか、赤潮等の影響を受けた水産資源の早期回復を推進していく必要があります。

### (2) 社会経済情勢の変化と少子・高齢化

漁業就業者の減少・高齢化、漁船や漁労機器の老朽化等による生産体制の脆弱化に加え、本道の漁労所得は農業所得や勤労者世帯実収入の半分程度と低位にあることから、将来にわたって水産物を安定供給していくためにも、収益性の高い経営体の育成と人材の確保が課題となっています。

このため、漁船や漁労機器の更新やICT機器の積極的な活用による生産性向上等によって収益性の確保及び省力化を図っていくとともに、地域の実情に応じた担い手の育成・確保などの取組を進めていく必要があります。

### (3) 国内外の消費・流通構造の変化

少子高齢化や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響等を背景に、消費・流通形態は多様化し、消費者ニーズも変化していることから、これらに的確に対応し、道産水産物の国内消費の拡大を図るとともに、近年、増加傾向にある資源の有効活用を図るほか、高まる水産物の海外需要を積極的に取り込むため、輸出拡大の取組を進めていく必要があります。

また、国内外で消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、貝毒等の検査や海域モニタリングなどに取り組み、道産水産物の安全・安心を確保していく必要があります。

### (4) 漁村地域の活力向上

本道の漁村地域において、人口減少や高齢化が加速する中、近年は自然災害も激甚化する傾向にあり、今後とも漁業者を中心に海難事故への対応といった公益的な役割を果たすほか、安全で住みよい漁村地域の形成を図るとともに、海洋関連産業との連携など漁港を核とした魅力ある漁村づくりの推進などの取組により、漁村地域の活力向上を図っていく必要があります。

また、魚類の産卵や稚魚の成育の場としての機能や、窒素・リンなどの栄養塩の吸収などの水質浄化機能、ブルーカーボンとしても期待される藻場・干潟等の保全・造成活動の推進のほか、漁業分野における脱プラスチックの取組など、より自然環境と調和した水産業を展開していく必要があります。

### (5) 水産技術の向上と道民理解の促進

気候変動、海洋環境の変化、消費者ニーズの多様化など、情勢の変化に的確に対応した調査研究、技術開発及びその普及を推進する必要があります。

また、将来にわたって本道水産業・漁村を発展させていくため、水産業・漁村が果たす多様な役割についての道民の理解が重要であることから、食育や漁業体験等を通じて、水産業・漁村への理解を深めていく必要があります。

## 3 施策推進の基本的な考え方

本道の水産業・漁村を取り巻く情勢は、漁業生産の減少や生産体制の脆弱化に加えて、国内外の消費流通構造の変化や環境問題への対応など、一層厳しさを増しており、漁業をはじめ水産加工業等の関連産業への影響や、漁村地域の活力の低下が懸念されています。

このため、第5期計画では、漁業生産の早期回復や漁業経営の安定化、就業者の確保といった本道水産業が抱える従前からの課題のほか、ICT等の活用やゼロカーボンへの貢献といった、直面する新たな課題・役割にも対応する取組を進め、将来にわたり安心して漁業を営むことができる持続的な本道水産業・漁村の確立に向けて次の方針に基づき取組を進めていきます。

#### (1) 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築

漁業生産の早期回復に向けて、海洋環境の変化への対応した栽培漁業の積極的な推進に努めるとともに、マーケットインの発想を取り入れながら、これまで栽培漁業で培った技術を活かした新たな増養殖を進めるほか、漁業法に基づく適切な資源管理に取り組みます。

#### (2) 持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保

社会経済情勢や海洋環境の変化等に対応できる漁業経営体の育成に向けて、ICT等スマート技術の活用による作業の省力化や収益性の向上、経営基盤の強化に取り組むとともに、将来の漁村地域

を支える意欲ある漁業就業者を育成・確保する取組を促進していきます。

### (3) 消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化

水産物の安全・安心を確保するため、貝毒等のモニタリングや生産・流通の拠点となる漁港・流通加工施設の衛生管理の高度化などを進めるとともに、消費流通構造の変化や多様化する消費者ニーズ及び海外での需要に対応するため、国内外での販路拡大や付加価値の向上、魚食普及の取組などを進め、道産水産物の競争力の強化に努めていきます。

### (4) 水産業を核とした漁村の活性化

漁村地域の活力向上を図るため、防災力強化等の安全で住みよい漁村づくりや、海洋関連産業との連携など海を活かした特色ある地域づくりなどを進めていくほか、豊かな水産資源を育みながらブルーカーボンとしても期待される藻場の保全・造成活動の推進や漁業施設への再生可能エネルギーの導入など、水産業・漁村がより自然環境と調和して発展していけるよう、取組を進めていきます。

### (5) 水産技術の向上と道民理解の促進

気候変動、海洋環境の変化、消費者ニーズの多様化等を踏まえて、資源管理、増養殖及び水産物の高度利用等のための技術開発を促進するとともに、地域ニーズに対応した水産技術の普及を推進します。

また、本道の水産業・漁村が果たす多様な役割等についての道民の理解を深めるため、漁業者、市町村、学校関係者及び市民団体等と連携しながら、食育や漁業体験などと併せ、水産業・漁村についての総合的なPR活動を展開していきます。

## 4 施策展開にあたっての留意点

### (1) 国、市町村、漁協等との適切な役割分担と連携

施策の効率的な推進にあたっては、国や市町村、漁協等の水産関係者などとの適切な役割分担や連携協力が不可欠なことから、関係機関等との情報交換や施策の連携などに努めていきます。

また、環境保全や漁村振興、地産地消等の取組においては、関係機関に加え市民団体、地域住民や農林業など他産業とも連携を図りながら、取組を進めていきます。

### (2) 水域利用関係者を含めた道民理解の促進

水域環境の保全や遊漁における秩序ある漁場利用、余暇活動におけるルールづくりなどは、道民の理解と協力の下に進めていくことが不可欠であり、また、水産物の消費においても道民全体の積極的な役割が期待されています。

道民自身が水産業・漁村を支えるという視点に立ち、水産業の振興などに自発的に関わっていけるよう、水産関係者や市民団体などの多様な主体と連携強化して道民理解の促進に努めていきます。

### (3) 法制度の整備等の国への働きかけ、円滑な事業の推進

水産業・漁村の振興を図る上で、法制度などの整備も重要となることから、国の所管事項については、

必要な制度改正や新たな事業創設を求めています。

道としても、国と連携しながら、制度の検討や整備に努めるとともに、政策評価による事業の点検・見直しなど、円滑に事業が進められるよう努めています。



### 第3 施策の展開方向

条例の3つの基本理念の実現に向けて、第2「水産業・漁村の振興に関する基本的な方針」の3「施策推進の基本的な考え方」に沿って、条例第2章「水産業及び漁村の振興に関する基本的な施策」に示す条例第8条から第20条までの項目ごとに、今後10年程度(おおむね令和14年)を見通した中で、当面5年間(令和5年度から9年度)の施策の展開方向を取りまとめています。

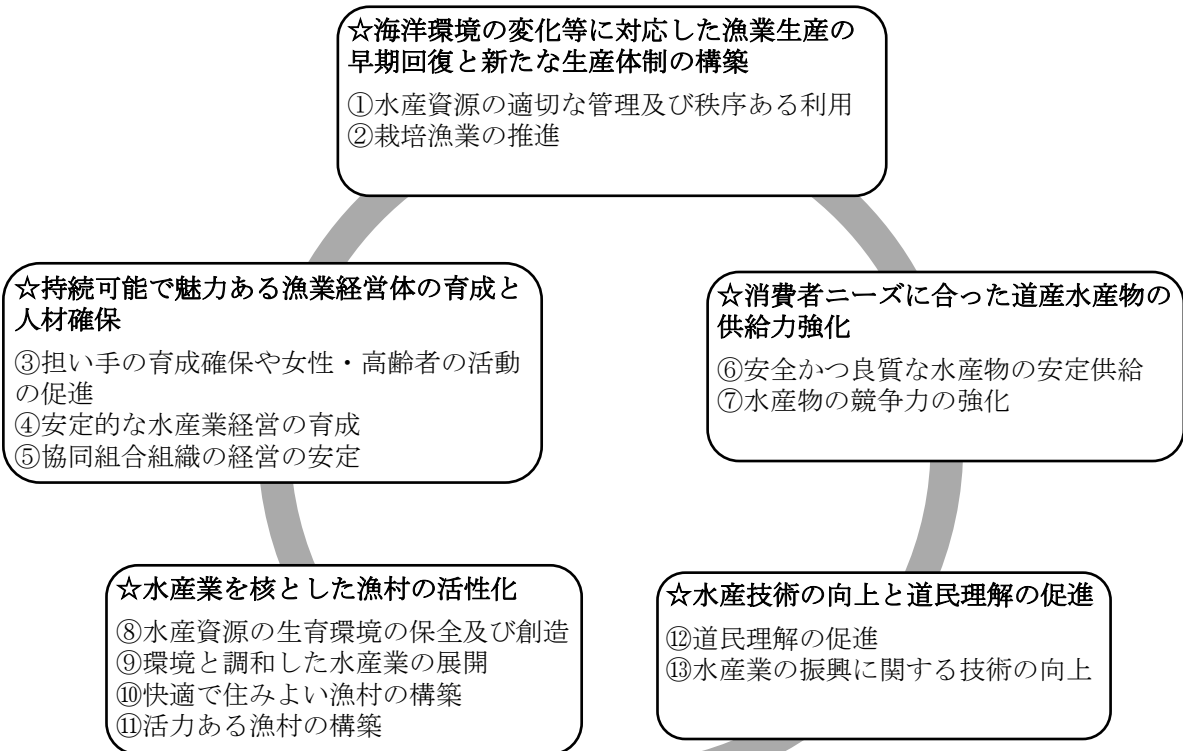
条例に示す13項目の基本的施策と計画の基本的な方針は、次のような大きな関係にあります。個々の施策の効果をあげるため、相互の有機的な連携を念頭に置いて取組を進めていくとこととしています。

#### 次世代につなぐ水産業と活気あふれる漁村づくりに向けて

##### <<北海道水産業・漁村振興条例の3つの基本理念>>

- I 将来にわたる安全かつ良質な水産物の安定供給
- II 地域を支える活力ある産業としての水産業の発展
- III 水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様な機能を発揮する漁村の発展

##### <<計画の5つの方針>>



なお、第2で示した新たな課題や役割に対応するため、施策全体において横断的に、以下の取組を進めます。

- ・海洋環境の変化に対応した栽培漁業の取組強化や新たな増養殖などによる生産回復・安定化
- ・水産分野におけるゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進
- ・スマート水産業による効率的な漁業の推進
- ・都市と漁村の交流促進による地域の活性化

## 1 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用

### (1) 施策課題

- 水産資源を持続的に利用していくため、海洋環境の変化等を把握し、資源状況を的確に評価するとともに、マイワシなど増加傾向にある資源の有効活用や、国が漁業者の理解と協力の下で進める新たな資源管理の円滑な実施など、適切な資源管理を推進する必要があります。
- 漁業生産の早期回復や、海洋環境の変化を迅速に把握し対応するための情報収集体制の整備などを推進する必要があります。
- 悪質で組織的な密漁に対処するための取締機関と連携した取組が必要なほか、漁業と遊漁が調和した適切な資源利用と秩序ある漁場利用を推進する必要があります。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 新たな資源管理の推進

- 試験研究機関と連携して、調査船調査、海洋環境調査及び漁獲情報などを活用して資源評価の精度向上に努めます。
- 漁業者の自主的な取組として、漁業法に基づく資源管理協定の締結を促進し、資源の保存及び管理に効果的な取組を推進します。
- 漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本としており、漁業者の理解と協力の下、これまでの自主的な取組との効果的な融合を図るなど、道内の実態に合った新たな資源管理により、適切な資源管理を推進します。
- 沿岸漁業と沖合漁業が共に利用しているホッケやスケトウダラなどの資源について、漁業者と国や道による協議の場などを通じ、双方が参画可能となる具体的な資源管理の取組や合理的な漁場利用を図るための協議を促進します。

#### ○ 海洋環境の変化等の影響を受けにくい漁業生産体制づくりの推進

- ICT機器等を活用するなどして海洋環境の変化等を迅速に把握する体制の整備に努めるとともに、関係者間で情報を速やかに共有し、漁業生産への影響を低減させるための取組を推進します。
- 赤潮による漁業被害の未然防止・軽減のため、原因プランクトンのモニタリングを実施します。

#### ○ 増加傾向にある水産資源の利用促進

- 近年、資源が増加傾向にあるマイワシ等の有効利用を図るための操業体制づくりを推進します。

#### ○ 漁業取締と密漁取締体制の強化

- 密漁監視や啓発活動等の密漁防止対策を推進するとともに、取締機関等との連携など取締体制の充実強化を図り、悪質で組織的な密漁の防止に努めます。
- 我が国周辺海域における外国漁船の操業について、適正化を国に働きかけるとともに、関係機関と連携のもと、洋上監視を実施するなど、水産資源の管理と操業秩序の維持を図ります。
- 水産流通適正化法の適切な運用により、違法に採捕された水産物の流通防止を図ります。

#### ○ 漁業と遊漁等との調和・協調した水面や資源利用の推進

- ・ 秋サケやサクラマスを対象とした「船釣りライセンス制」や河口周辺水域での採捕規制などによる資源の保護や秩序ある漁場利用の取組を推進します
- ・ 水産資源を適切に管理するため、遊漁者等の資源管理に対する理解を促進するとともに、適切な漁場利用のため、地域の合意に基づくローカルルールづくりを進めます。
- ・ クロマグロの資源回復を図るため、国と連携し、資源保護に対する遊漁者等の理解を促進します。

## 2 栽培漁業の推進

### (1) 施策課題

- ・ 近年、生産が減少傾向にある秋サケやコンブのほか、令和3年9月に太平洋沿岸域で発生した赤潮等の影響を受けたウニ等の生産回復及び安定化を図る必要があります。
- ・ 回遊資源の変動が大きい中、安定した生産が期待できる栽培漁業の重要性は増していることから、増養殖技術の開発や普及、効率的かつ安定的な種苗生産放流体制づくりを進める必要があります。
- ・ 新たな養殖として、魚類養殖や試験的な陸上養殖が進められており、採算性の確保や事業化に向けた技術開発等を進める必要があります。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 秋サケやホタテガイ、コンブの生産回復と安定化

- ・ 秋サケについて、人工ふ化放流事業の基本となる良質な種卵の確保を図るため、親魚の遡上に配慮した河口域での採捕規制や漁場の配置等を検討するとともに、環境変化への適応力が高いとされる野生魚の活用について検討を進めます。
- ・ 試験研究機関や民間団体等と連携して、さけますふ化場の改修や改良飼料の導入等により稚魚の飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流技術の改良などの取組を推進します。
- ・ ホタテガイについて、オホーツク海海域では、時化の影響が少ない沖合での漁場造成など海洋環境の変化に強いホタテガイの漁場づくりを推進するとともに、日本海海域では、稚貝生産の安定を図るため試験研究機関等と連携したモニタリング等による海洋環境の把握に努め、噴火湾海域では、養殖管理マニュアルに基づく取組の実践など安定生産に向けた取組を促進します。
- ・ コンブについて、ドローン等のICT機器を活用し生育状況などの漁場把握の取組や、陸上作業の自動化の取組を推進するほか、高水温対応種苗の生産技術開発などの取組を進めます。

#### ○ 海域の特性に応じた栽培漁業の取組強化

- ・ 栽培漁業基本計画に基づき、資源造成型栽培漁業の取組を一層推進するとともに、これまでの栽培漁業で培った技術を活かした養殖技術の開発を進めるほか、安定した生産が見込める養殖の取組を強化するなど、海域の特性に応じた実効性の高い栽培漁業を展開します。
- ・ 種苗放流事業を維持するため、広域種であるヒラメやマツカワについては、他県と連携した広域的な資源管理を検討するとともに、種苗の生産不調などの緊急時における施設間の連携強化など栽培漁業の広域的な展開を促進します。
- ・ 海洋環境変化や赤潮等の影響を受けて減少した漁業生産を早期に回復するため、試験研究機関と連携し、ツブ類の増養殖技術の開発や種苗放流等の取組を推進します。

○ 将来を見据えた新たな増養殖の展開

- ・ 新たな養殖業として期待されるサケ・マス類の魚類養殖及びウニ類の陸上養殖について、地域の実情に応じた取組を促進するとともに、漁業者が主体となった事業化が図られるよう、技術開発や採算性の検討を漁業関係団体等とともに進めます。

### 3 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

(1) 施策課題

- ・ 漁業就業者の減少・高齢化によって、水産物の安定供給や漁村地域の活力低下が懸念されていることから、新規漁業就業者を育成・確保する取組を一層推進する必要があります。
- ・ 新規漁業就業者の受入及び漁村への定着に向け、市町村や漁協、漁業者等の地域の関係者が連携した体制を構築していく必要があります。
- ・ 漁労作業や地域活動で重要な役割を担っている女性や高齢者に配慮した就労環境づくりを進めるとともに、女性の視点や能力を發揮する取組などを促進し、作業軽減や漁村地域の活力向上を図っていく必要があります。

(2) 施策の展開方向

○ 新規就業者の確保・育成

- ・ 北海道漁業就業支援協議会と連携して道内外への就業情報の発信や漁業就業支援フェア等を活用した就業希望者と受入者とのマッチングを実施するとともに、移住・転職希望者を対象としたセミナーの開催、先輩就業者の暮らし方や仕事ぶりを紹介するプロモーション動画の作成・配信などによって漁業就業の関心を高め、漁業への新規就業を促進します。
- ・ 市町村や漁協等を主体とした地域での就業機会の確保や住環境の整備等の総合的な対策を促進するとともに、新規就業者の視野を広げ意欲を喚起させる取組を通じて新規就業者が定着しやすい環境づくりを進めます。

○ 漁業技術や知識の習得のための研修

- ・ 漁業研修所等において、漁業後継者などに対する漁業技術や資格取得などの総合的な研修のほか、U・Iターンや転業者向け入門研修やスマート技術の活用方法などの関係者のニーズを踏まえた研修を実施するとともに、漁業現場における長期研修等により、漁業に関する技術や知識の習得を促進します。

○ 高齢者や女性等に配慮した働きやすい就労環境の整備

- ・ 風雪等の影響を軽減するための漁港施設等の改良・整備など、労働負担の軽減に配慮した漁港や漁場の整備を促進し、高齢者や女性が働きやすい環境づくりを進めます。
- ・ ICT等の積極的な活用などを通じた、作業の省力化・効率化の取組を推進します。

○ 漁村地域での漁業者活動の促進

- ・ 漁村地域の漁業振興を図るため、地域の中核的・指導的役割を果たす漁業士の認定を推進します。
- ・ 漁業士や漁協青年部等を中心とした養殖試験、環境保全及び水産教室等の活動を促進します。
- ・ 漁村地域の活性化に重要な役割を果たしている漁村の女性活動が円滑に行われるよう、女性の視点を活かした水産物の加工販売や魚食普及などの取組を促進します

## 4 安定的な水産業経営の育成

### (1) 施策課題

- ・ 気候変動や海洋環境の変化、社会経済情勢の変化など、厳しい経営環境が続いている中、情勢の変化に対応しうる漁業経営体を育成する必要があります。
- ・ 漁船や漁労機器等の生産基盤の老朽化が進んでおり、持続的な生産体制を確保するためにも、これらを計画的に更新する必要があります。
- ・ ICT機器の積極的な活用による生産性向上等によって収益性の確保及び省力化を図り、所得の向上を図っていく必要があります。
- ・ 国際情勢が不安定化する中、日本とロシアとの協定に基づく北方四島周辺水域などにおける安定的な操業機会の確保が求められています。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 漁業経営の安定

- ・ 不漁や自然災害へ備える漁業共済への加入や、漁業共済の仕組みを活用した漁業収入安定対策への加入を促進するとともに、燃油価格高騰へ備える漁業経営セーフティネット構築事業の活用、さらには、漁業者の資金の円滑な融通を図るための漁業関係制度資金や信用保証制度の活用などを総合的に推進し漁業経営の安定を図ります。
- ・ 持続的な生産体制を確保するため、老朽化する漁船や漁労機器の計画的な更新、省力・省コスト機器の導入などを推進します。
- ・ 近年の海洋環境等の変化による資源変動に対応するため、増加する資源の有効活用、他漁業との組合せ等による新たな生産体制づくり及び付加価値向上の取組等を推進します。

#### ○ スマート水産業の実現による収益性の向上

- ・ 人工衛星による気象や海洋状況の把握、ICTなどを活用した遠隔による海洋環境の把握や定置網に入った水産物の状況把握など、操業の省力化・効率化の取組を進め、収益性の向上を図ります。

#### ○ 日本とロシアとの協定に基づいた操業機会の確保

- ・ 北方四島周辺水域及びロシア200海里水域における安定的な操業機会の確保に向けて、関係団体と連携してロシアとの漁業交渉などの取組を促進するとともに、ロシア船による漁具被害の防止などに努めます。

## 5 協同組合組織の経営の安定

### (1) 施策課題

- ・ 協同組合組織が、漁場の利用調整や漁獲物の販売、組合員の経営指導などの重要な役割を着実に担うとともに、漁業後継者の育成・確保や浜プランの取組などでも主体的に力を発揮し、漁業者の所得向上や漁村地域の振興に貢献できるよう運営体制の充実・強化が求められています。
- ・ 漁業生産の減少や組合員の減少など、協同組合組織の経営基盤の弱体化が懸念されており、経営の安定と健全性の確保が求められています。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 漁業協同組合等の経営安定

- ・ 漁協系統団体等と連携して経営指導を進めるとともに、組合経営・事業に係る人材の育

成など、組織体制や事業の充実・強化に向けた取組を促進します。

○ 漁業協同組合等の健全性の確保

- ・ 国や道、漁協系統団体が行う検査、指導監督により法令遵守や経営の健全性の確保に努めます。
- ・ 漁協系統団体と連携し、経営不振漁協が取り組む財務改善計画等の策定指導を行うとともに、計画の着実な進行管理を行います。

## 6 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

(1) 施策課題

- ・ 道産水産物の安全・安心を確保するため、貝毒や放射性物質をモニタリングしていく必要があります。
- ・ 良質な水産物を安定供給するため、生産から流通・加工に至る過程における品質保持や衛生管理の高度化のための体制整備が必要となっています。

(2) 施策の展開方向

○ 道産水産物の安全・安心の確保

- ・ ホタテガイ等の貝毒検査や貝毒プランクトンの海域モニタリングなどを実施し、二枚貝等の安全確保に努めます。
- ・ 道産水産物の放射性物質のモニタリングを実施し、道産水産物の安全・安心の確保に努めます。
- ・ 道のウェブサイト等を活用し、貝毒発生状況や放射性物質の検査結果などの道産水産物の安全・安心に関する様々な情報を発信し、消費者等の理解を深めていきます。

○ 衛生管理の高度化の推進

- ・ 水産物の水揚げ拠点である漁港において、屋根付き岸壁の整備など、衛生管理型漁港の整備を推進します。
- ・ 鮮度保持施設等の整備や水産加工場のHACCP取得促進によって品質保持や衛生管理の高度化を図ります。
- ・ 生産者が行う鮮度保持の取組や産地市場の衛生管理向上など、漁獲から流通・加工に至る各過程における衛生管理の高度化の取組を推進します。

## 7 水産物の競争力の強化

(1) 施策課題

- ・ マイワシやブリ、ニシンなど漁獲が増加している魚種や、カレイ類など季節的に漁獲が集中する魚種について、魚価安となっていることから、付加価値向上の取組によって、資源の有効活用を図りながら、競争力の強化と、経営の安定を図っていく必要があります。
- ・ 水産物の国内消費が低迷するなか、消費流通構造の変化や多様化する消費者ニーズに対応した消費や販路の拡大の取組を進めていく必要があります。
- ・ 中国や韓国等へのホタテガイの輸出に大きく依存している中、海外での水産物需要の高まりや円安等の好機を生かして、道産水産物の輸出拡大に向けた環境づくりが求められています。

## (2) 施策の展開方向

### ○ 道産水産物の消費や販路の拡大

- ・ 漁獲が増加傾向にあるマイワシやブリ等の資源を有効活用するため、飲食店や小売店でのフェアの開催など、消費や販路の拡大に向けた取組を促進します。
- ・ 宅配・個配やネット通販の増大などの流通構造の変化や多様化する消費者ニーズに対応した商品開発や手軽な調理方法の普及など、消費や販路拡大の取組を推進するほか、SNSを活用した情報発信に取り組みます。
- ・ 産地における鮮度保持施設の整備による大消費地への高鮮度出荷などの取組を推進します。
- ・ 地域や魚種の特性を活かした観光等の他産業と連携し、地産地消に取り組むなど域内での水産物の消費拡大を促進します。

### ○ 水産物の付加価値向上

- ・ 多様化する消費者ニーズに対応するため、加工作業の自動化など最新技術を活用した加工施設の整備促進や商品開発などの付加価値向上の取組を推進します。
- ・ 地理的表示(GI)保護制度・地域団体商標の活用や地域特性等を活かしたブランド化などの取組により、水産物の差別化や付加価値向上の取組を推進します。
- ・ 養殖の取組に関して、マーケットインの発想で生産から流通加工までのバリューチェーンの構築を進めます。

### ○ 輸出拡大に向けた環境整備

- ・ 海外での道産水産物の競争力を高めるため、MELなどの水産エコラベルの取得の取組を推進します。
- ・ 主要輸出品目であるホタテガイについて、北海道ぎょれんも参画する「日本ほたて貝輸出振興協会」と連携して海外における国際的な展示会への出展などに取り組み、オールジャパンでの輸出拡大を図ります。
- ・ ホッキガイ等の生鮮品やカレイ類の高次加工品などによる輸出品目の多様化、東南アジアやEUなど新たな取引先国の開拓など、生産者団体と連携して販売促進活動等の取組を進め、海外市場の拡大を図ります。
- ・ 輸出先国の規制等を踏まえて、生産海域でのモニタリングを実施するとともに、衛生管理型漁港や鮮度保持施設等の整備、水産加工場のHACCP認定取得を促進するほか、輸出手続きの利便性向上など、輸出を取り巻く環境の整備に努めます。

## 8 水産資源の生育環境の保全及び創造

### (1) 施策課題

- ・ 水産資源の維持・増大を図る上で、藻場・干潟等の生育環境の保全は重要であり、特に、日本海海域においては、磯焼け漁場の機能回復が喫緊の課題となっています。
- ・ 近年、集中豪雨に伴う流木や土砂等の流入により、操業や沿岸漁場の環境への悪影響が見られており、流域全体や沿岸域の環境保全の取組が求められています。
- ・ 令和3年9月に太平洋沿岸域で発生した赤潮等の影響を受けたウニ等の生産の回復・安定を図る必要があります。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 沿岸環境の保全対策の推進

- ・ 水産資源の保護・生育場所として重要な藻場・干潟の維持・回復を図るため、漁業者が主体となった保全活動等を促進するほか、コンブや、稚魚の成育の場等となるモク類、アサリ等を対象とした藻場・干潟と魚礁・増殖場の一体的な漁場整備を推進します。
- ・ 地域の清掃ボランティアや関係機関との連携協力による海浜美化運動や国の支援事業などを活用した流木等の漂流・漂着物の回収・処理対策を推進するとともに、十勝管内で関係機関が連携して設置した協議会により、スリットダムの設置など未然防止の取組を踏まえ、各地の協議会や関係機関と連携して、流木の発生抑制に取り組めます。
- ・ 外来種であるヨーロッパザラボヤについては、漁業被害を与える有害生物であることから、発生状況のモニタリングや関係者への情報提供を行うとともに、駆除や適正処理等を推進します。
- ・ 令和4年7月に策定した「北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関するロードマップ」に基づき、地域の要望を踏まえながら、国、地元市町や漁協、関係団体と連携し、漁業者等が取り組む漁場環境の回復に向けた取組の支援や経営の安定に向けた取組を進めます。

#### ○ 豊かな海づくりと生物多様性の保全

- ・ 漁協女性部と消費者団体、学校や企業等との連携による魚付林や河畔林の整備・保全を促進します。
- ・ 農林漁業団体や市町村・道等の流域関係者の連携により、河川や周辺の陸域環境の保全を図るとともに、治山ダム等の河川工作物の改良や魚道の適切な維持管理等によって、サクラマス等の遡河性魚類等に配慮した河川環境の保全に取り組めます。

## 9 環境と調和した水産業の展開

### (1) 施策課題

- ・ 持続的な社会の実現に向け、カーボンニュートラルの取組が進められており、水産分野においてもゼロカーボン北海道への貢献が求められています。
- ・ 脱プラスチックへの対応、水産系廃棄物の適正処理や循環的利用が求められています。
- ・ トドやオットセイ、アザラシ等の海獣による漁業被害が漁業経営に深刻な影響を及ぼしており、被害防止対策を一層進めていく必要があります。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 水産分野におけるゼロカーボン北海道への貢献

- ・ 水産業・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、省エネ型の漁船や水産関連施設・機器への更新など、省エネに資する対策を促進するとともに、漁港施設等への再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進します。
- ・ 漁業関係者のみならず、国や市町村、企業等と幅広く連携しながら、それぞれの地域特性を踏まえ、ブルーカーボンとして期待される藻場の保全・造成の取組を推進するなど、水産分野におけるゼロカーボン北海道への貢献に努めます。
- ・ 洋上風力発電について、海域の先行利用者である漁業者の理解や協力のもと検討が進められることが重要であることから、関係部局と連携し、地域の漁業実態や漁業者の意向を踏まえた協議の促進に努めます。

#### ○ 水産系廃棄物の適正処理と循環利用

- ・ 地域における水産系廃棄物の処理体制づくりを進めるとともに、廃漁網や魚類残渣の再生利用など、循環的利用を促進します。



## ○ トド等野生生物による漁業被害防止対策の推進

- ・ トド等の海獣類による被害軽減を図るため、国や関係機関と連携して、駆除や追い払いなど、漁業被害防止対策に取り組みます。
- ・ トドについては、国の管理計画に基づく駆除が効果的に行われるよう、漁業者ハンターの確保・育成や、地域間で連携した一斉駆除などに取り組み、オットセイやアザラシについては、国等と被害抑止手法の検討を進めます。

## 10 快適で住みよい漁村の構築

### (1) 施策課題

- ・ 漁村地域は、漁港や海岸施設等の老朽化が進む中、大規模地震をはじめ、多発する台風・低気圧等の自然災害による津波や高潮などの被害を受けやすいことから、安全で安心な漁村地域づくりが求められています。
- ・ 住みやすく働きやすい漁村づくりのため、就労環境の改善や都市部と比べて遅れている生活環境基盤の整備が求められています。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 安全な漁村づくり

- ・ 大規模地震や津波、近年激甚化・頻発化する異常気象等に対応するため、海岸保全施設や漁港の耐震岸壁の整備、漁村における防災情報伝達施設や避難施設の整備など、漁港漁村の防災・減災対策を推進します。
- ・ 漁業者を中心に各地で組織されている救難所を中心とした海難事故の未然防止活動や海難救助活動の取組を推進します。

#### ○ 働きやすい漁村づくり

- ・ 漁港における就労環境改善を図るため、風雪害を軽減するための漁港施設や屋根付き岸壁などの整備を進めるとともに、漁村の生活環境の向上を図るため、集落排水施設等の整備を進めます。
- ・ 水揚げ拠点となる漁港等の機能を持続的に発揮するため、予防保全型の老朽化対策による漁港機能の維持・保全に取り組みます。

## 11 活力ある漁村の構築

### (1) 施策課題

- ・ 漁村地域は、豊かな自然環境や新鮮な水産物など様々な地域資源を有していることから、都市地域の住民や外国人観光客等による漁村への訪問、漁村の人々との交流促進及び海洋関連産業と連携など、地域の特色を活かした漁村地域の活力向上を図っていく必要があります。
- ・ 離島地域では、地理的条件の不利に加え、漁業就業者の減少・高齢化により漁村の活力の低下が進んでいることから、離島漁業の再生に向けた取組を着実に進めていくことが必要となっています。
- ・ 海洋レクリエーションへの需要が増大しているなか、遊漁者等による漁港や水域での迷惑行為等が漁労活動の支障となっており、秩序ある水産資源や水域の利用を図っていく必要があります。

## (2) 施策の展開方向

### ○ 海洋関連産業と連携した漁村づくり

- ・ 漁村地域の理解と協力の下、漁港施設や地域の水産・観光資源を活用した体験型観光やアドベンチャートラベルなど海業の取組を推進します。
- ・ 余暇活動で漁村を訪れる人々のマナー向上等に関する普及啓発や水域や漁港の適正利用の取組を推進します。

### ○ 地域の特色を活かした漁村の活性化

- ・ 複数漁港の一体的利用と役割分担による機能発揮を図るために統合した漁港等を中心として、静穏域を活用した増養殖利用など、漁業生産活動の拠点となる漁港の機能を最大限に発揮しながら、漁港を核とした魅力ある漁村づくりを推進します。
- ・ 離島地域においては、増殖事業等による漁業生産力の向上や新規就業者の定着促進など、漁業の再生活動を促進します。

## 12 道民理解の促進

### (1) 施策課題

- ・ 道民の協力と理解のもと、水産業・漁村の振興を図るという視点に立ち、家庭・学校・地域など様々な場において、道民の水産業や漁村に対する理解を深めていくことが重要です。
- ・ ライフスタイルが変化する中、将来にわたって健康で豊かな生活を実現するため、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を、次世代を担う子供達等が身につける「食育」の推進が求められています。

### (2) 施策の展開方向

#### ○ 道産水産物や水産業の情報公開活動の推進

- ・ 水産業や漁村の理解を深めるため、漁業者等による藻場・干潟の保全や海難救助活動、漁村文化の継承等の水産業や漁村が果たしている役割をはじめ、魚介類・鯨等の地域の伝統的な食文化などについての道民理解を促進します。
- ・ 道庁公式ウェブサイトやSNSを活用し、水産業や漁村に関する情報の効率的な発信に努めます。
- ・ 次世代を担う子供達の道産水産物への理解促進が重要であることから、学校給食における道産水産物の利用促進や水産業に関する学習機会などを通じた食育の取組を進めます。
- ・ 学校関係者や消費者団体などと連携して、出前授業や料理教室などの場を通じ、道民と地域の生産者との交流を促進します。

## 13 水産業の振興に関する技術の向上

### (1) 施策課題

- ・ 漁業生産の安定を図るため、気候変動、海洋環境の変化等に対応した調査研究及び技術開発を推進していく必要があります。
- ・ 多様化する地域ニーズに応じた調査研究成果や増養殖技術の迅速な普及を図るため、試験研究機関、市町村及び漁業者等と連携した迅速で的確な技術の普及や指導が求められています。

## (2) 施策の展開方向

### ○ 試験研究機関等と連携した調査研究の推進

- 気候変動や海洋環境が地球規模で変化するなか、安定した漁業生産を確保するため、成育状況などの環境モニタリング、水産資源の動向の把握、魚種や海域の特性を生かした増養殖技術の開発などを推進します。
- 海洋環境の変化等で増加傾向にある資源の有効活用や水産加工業の高度化を図るため、水産物の品質管理技術や高度利用技術の開発などを推進します。
- 豊かな自然環境との共存を目指した水産業の振興を図るため、水域の環境評価や海況変動の予測、水域生態系の保全等に関する調査研究を推進します。
- 赤潮の発生メカニズムの解明、発生予察手法の開発及び被害軽減の対応検討を推進します。

### ○ 地域ニーズに応じた技術の普及指導

- 水産資源を持続的に利用するための漁場環境の保全や資源管理、増養殖、経営改善や後継者の育成など、多様化する地域ニーズに対応した技術の普及指導を推進します。
- 試験研究機関、市町村、漁業者等と密に連携しながら、効率的かつ効果的な技術の普及指導を推進します。

## 第4 水域別の施策の展開方向

本道は、全国の12.6%にあたる4,442km(うち北方領土、1,348km)の海岸線を有し、日本海、太平洋、オホーツク海の3つの海に囲まれ、海域毎に自然条件や社会経済条件、水産業をめぐる課題などが異なります。

第3の「施策の展開方向」では、全道的な視点から施策の課題や取組を取りまとめましたが、ここでは、各水域における重要で代表的な課題を取り上げ、施策の展開方向を取りまとめています。

### 1 区分の考え方

本道の沿岸域は、日本海、太平洋、オホーツク海の3海域に大別できますが、日本海の海域は積丹岬を境に北部と南部に、また太平洋の海域はえりも岬を境に東部と西部に区分しています。

また、国土面積の約2割を占める陸域には、多数の河川や湖沼が存在し、漁業や養殖業が営まれていることから、内陸の水域として取りまとめています。

海域	自然条件(海流)	漁業特性
日本海北部 (稚内市～積丹町)	暖流域	採介藻、各種刺網、ほたてがい養殖、沖合底びき網 等
日本海南部 (神恵内村～函館市 (旧榎法華村))	暖流域	採介藻、各種刺網、底建網、いか釣り 等
えりも以西太平洋 (函館市(旧南茅部町)～えりも町)	冬・春季 寒流域 夏・秋季 暖流域	こんぶ漁業、ほたてがい養殖、すけとうだら刺網、沖合底びき網、さけ定置網 等
えりも以东太平洋 (広尾町～羅臼町)	寒流域	こんぶ漁業、さけ定置網、さんま棒受け網、沖合底びき網 等
オホーツク海 (斜里町～猿払村)	冬・春季 寒流域 夏・秋季 暖流域	ほたてがい漁業、さけ定置網、かにかご、沖合底びき網 等
内陸の水域 (河川・湖沼)	河川 約1,500 天然湖沼 約200 ダム湖 約150	しじみ、わかさぎ漁業、ます類養殖、ヒメマス、ワカサギなどの遊漁 等

注：漁獲統計等は、宗谷岬、積丹岬及びえりも岬を境としたものがないため、それぞれ稚内市と猿払村、積丹町と神恵内村及びえりも町と広尾町を境として扱う。

### 2 水域別の施策の展開方向

#### (1) 日本海北部海域

##### ○ 水域の概要

令和2年の人口は28万人で、令和27年には約15万4千人となることが推計されています。

令和2年の漁業生産は14万5千トンで、ホタテガイやマダラの漁獲増大等から5年前と比べて61%の増加となっています。

漁業就業者は3千3百人(平成30年)と5年間で15%減少しているほか、男子漁業就業者の35%が65歳以上であるなど、高齢者の割合は高くなっています。

また、漁業就業者一人あたりの漁業生産の状況は、44トン、966万円となっており、全道平均の51トン、866万円と比べて、生産額はやや高位にあります。

これまで日本海漁業振興基本方針(平成26年～令和4年)に基づき、漁場の有効利用による生産規模の拡大や水産物の付加価値向上などに取り組んできた結果、うに蓄養とこんぶ養殖の複合経営、ムラサキイガイ(ムール貝)のブランド化などが進められています。

## ○ 施策課題

- ・ スケトウダラやホッケの資源回復が見えてきた一方で、スルメイカの来遊不振が続いており、引き続き適切な資源管理を進めるとともに、資源状況に応じた新たな生産体制づくりを進める必要があります。
- ・ ほたてがい養殖における稚貝の採苗不振や成長不良、ホッコクアカエビの不漁などが続いており、原因究明が求められています。
- ・ 資源量が安定しているカレイ類や漁獲量が増加傾向にあるニシンについて、魚価が低迷しており、魚価向上の取組が必要です。
- ・ 産卵場や稚魚の生育の場となる藻場について、ウニ等による食害や砂による埋没などから減少傾向にあります。
- ・ トド等の海獣類による漁獲物や漁具に対する被害は減少しているものの依然として大きく、引き続き、漁業被害軽減が求められています。
- ・ 漁業者の減少・高齢化が進行しており、ほたてがい養殖や、離島地域におけるこんぶ漁業などで、陸上作業の労働力の確保が課題となっています。

## ○ 施策の展開方向

日本海北部海域では、日本海漁業振興基本方針に基づき取り組んだ栽培漁業や消費拡大等の取組を推進するとともに、次の施策について重点的に取組を進めます。

- ・ 漁業者の理解と協力の下、これまでの自主的な資源管理の取組とTAC等による新たな資源管理との効果的な融合を図るなど、道内の実態に合った適切な資源管理を推進します。
- ・ 本道のホタテガイ生産を支える稚貝生産の安定を図るため、試験研究機関等と連携し、モニタリング等による海洋環境の把握に努めるとともに、環境変化に対応した適切な養殖管理の促進や普及指導等に取り組めます。
- ・ 沿岸漁業と沖合漁業が共に利用しているホッケやスケトウダラなどの資源について、漁業者と国や道による協議の場などを通じ、双方が参画可能となる具体的な資源管理の取組や、資源の回復に応じた適切かつ合理的な漁場利用を図るための協議を促進します。
- ・ 漁場の有効利用による生産の拡大に向け、共同で行う新たな養殖体制づくりや既存漁業におけるコスト削減、作業効率化に向けた共同化・法人化の取組により、安定した収益確保に向けた更なる生産体制づくりを推進します。
- ・ 気候変動や海洋環境の変化の影響を受ける中、安定した漁業生産を確保するため、海域の特性を生かした増養殖技術の開発や水産資源動向の把握など、調査研究を推進します。
- ・ これまで取り組んできた未利用・低利用資源の有効活用やブランド化等といった水産物の付加価値向上に加え、SNSによる水産物のPR促進等、時流にあった付加価値向上に向けた取組を促進します。
- ・ 豊かな水産資源を育みながら、ブルーカーボンとしても期待される藻場の保全・造成などの取組を推進します。
- ・ トド等の海獣類による被害軽減を図るため、漁業者ハンターの確保・育成や、地域間で連携した一斉駆除など、国や道、市町村、漁協等が連携して漁業被害防止対策を推進します。
- ・ 漁業生産の持続に向け、就業機会の確保やICT等の導入による作業の省力化・効率化の取組を推進

します。

## (2) 日本海南部海域

### ○ 水域の概要

令和2年の人口は38万2千人で、令和27年には約23万3千人となることが推計されています。

令和2年の漁業生産は3万2千トンで、スルメイカの漁獲不振等から5年前と比べて22%の減少となっています。

漁業就業者は4千百人(平成30年)と5年間で21%減少しているほか、男子漁業就業者の39%が65歳以上であるなど、高齢者の割合はかなり高くなっています。

また、漁業就業者一人あたりの漁業生産の状況は、7トン、346万円となっており、全道平均の51トン、866万円と比べて低位にあります。

これまで日本海漁業振興基本方針(平成26年～令和4年)に基づき、漁場の有効利用による生産規模の拡大や水産物の付加価値向上などに取り組んできた結果、さけ定置とほたてがい養殖の複合経営やアカモクの商品化、サクラマスやブリ等の船上活〆による差別化、ナマコのブランド化などが進められています。

### ○ 施策課題

- ・ スケトウダラやホッケの資源回復が見えてきた一方で、スルメイカの来遊不振が続いており、引き続き適切な資源管理を進めるとともに、資源状況に応じた新たな生産体制づくりを進める必要があります。
- ・ 魚類養殖の取組が進められる中、事業化に向けて、技術の向上や適地の確保、種苗代・餌代などの経費削減などが課題となっています。
- ・ 資源量が安定しているカレイ類や漁獲量が増加傾向にあるニシンについて、魚価が低迷しており、価格対策が必要です。
- ・ コンブ類などの藻場について、ウニ等による食害や海藻の母藻不足など、磯焼けにより面積が減少傾向にあります。
- ・ 漁業者の減少・高齢化が進行しており、漁船乗組員や陸上作業の労働力の確保も難しい状況となっています。

### ○ 施策の展開方向

日本海南部海域では、日本海漁業振興基本方針に基づき取り組んだ栽培漁業や消費拡大等の取組を推進するとともに、次の施策について重点的に取組を進めます。

- ・ 漁業者の理解と協力の下、これまでの自主的な資源管理の取組とTAC等による資源管理との効果的な融合を図るなど、道内の実態に合った適切な資源管理を推進します。
- ・ 沿岸漁業と沖合漁業が共に利用しているホッケやスケトウダラなどの資源について、漁業者と国や道による協議の場などを通じ、双方が参画可能となる具体的な資源管理の取組や、資源の回復に応じた適切かつ合理的な漁場利用を図るための協議を促進します。
- ・ 漁場の有効利用による生産の拡大に向け、共同で行う新たな養殖体制づくりや既存漁業におけるコスト削減や作業効率化に向けた共同化・法人化の取組により、安定した収益確保に向けた更なる生産体制づくりを推進します。
- ・ 新たな養殖業として期待される魚類養殖等について、地域の実情に応じた取組を促進するとともに、養殖業としての事業化に向け、技術開発や採算性の検討を漁業関係団体等とともに進めます。
- ・ これまで取り組んできた未利用・低利用資源の有効活用やブランド化等といった水産物の付加価値向上に加え、SNSによる水産物のPR促進等、時流にあった付加価値向上に向けた取組を促進します。

- ・ 豊かな水産資源を育みながら、ブルーカーボンとしても期待される藻場・干潟等の保全・造成などの取組を推進します。
- ・ 漁業生産の持続に向け、就業機会の確保やICT等の導入による作業の省力化・効率化の取組を推進します。
- ・ こんぶ漁業について、ドローン等のICTを活用し生育状況の把握や、陸上作業の自動化の取組を推進します。

### (3) えりも以西太平洋海域

#### ○ 水域の概要

令和2年の人口は46万9千人で、令和27年には約31万7千人となることが推計されています。

令和2年の漁業生産は19万7千トンで、サケ、スルメイカの漁獲不振等から5年前と比べて35%の減少となっています。

漁業就業者は5千7百人(平成30年)と5年間で11%減少しているほか、男子漁業就業者の27%が65歳以上となっています。

また、漁業就業者一人あたりの漁業生産の状況は、35トン、711万円となっており、全道平均の51トン、866万円と比べて生産額はやや低位にあります。

#### ○ 施策課題

- ・ スケトウダラで安定した資源利用が図られている一方で、スルメイカの来遊不振や、トヤマエビなどの生産低迷が続いており、引き続き適切な資源管理を進める必要があります。
- ・ 漁獲量が激減しているシシヤモの資源回復が課題となっています。
- ・ 秋サケの来遊が大きく減少しており、資源回復に向けた取組を一層強化する必要があります。
- ・ 噴火湾海域のホタテガイについて、大幅な減産から回復基調にありますが、安定生産が課題となっているほか、ザラボヤの被害防止対策や適切な処理体制の構築が必要となっています。
- ・ 天然コンブの水揚げが大幅に減少しており、回復が課題となっています。
- ・ カレイ類について、魚価が低迷しており、消費拡大や付加価値向上の取組が必要となっています。
- ・ 種苗放流により資源造成を進めているマツカワについて、魚価の低迷により、種苗生産経費の漁業者負担が増加しており、魚価対策と負担軽減が課題となっています。
- ・ 赤潮被害を受けた水産資源の早期回復と経営の安定化が課題となっています。

#### ○ 施策の展開方向

えりも以西太平洋海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- ・ 漁業者の理解と協力の下、これまでの自主的な取組とTAC等による新たな資源管理との効果的な融合を図るなど、道内の実態に合った資源管理を推進します。
- ・ 漁獲量が減少しているシシヤモについて、遡上予測に基づく操業の切り上げなどの資源管理の取組を促進するとともに、種苗生産技術の開発を進めます。
- ・ 秋サケ資源の回復・安定を図るため、研究機関や民間団体等と連携して、ふ化場の改修や改良飼料の導入等により稚魚の飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流技術の改良などの取組を推進します。
- ・ 噴火湾海域の養殖ホタテガイの生産安定を図るため、養殖管理マニュアルに基づく取組を実践するとともに、外来種であるヨーロッパザラボヤの発生状況のモニタリングや関係者への情報提供、駆除や適正処理の取組等を推進します。

- ・ コンブについて、ドローン等を活用した生育状況の把握や陸上作業の自動化、高水温対応種苗の生産技術開発などの取組を進めます。
- ・ 漁獲が増加傾向にある資源について、付加価値向上や販路拡大の取組など、資源の有効活用を促進します。
- ・ マツカワについて、他県と連携した広域的な資源管理の検討のほか、効果的かつ効率的な種苗放流事業を進めるため放流サイズの見直しを進めます。
- ・ 令和4年7月に策定した「北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関するロードマップ」に基づき、地域の要望を踏まえながら、国、地元市町や漁協、漁業者、関係団体と連携し、漁場環境の回復や経営の安定に向けた取組を進めます。

#### (4) えりも以東太平洋海域

##### ○ 水域の概要

令和2年の人口は27万3千人で、令和27年には約17万7千人となることが推計されています。

令和2年の漁業生産は41万2千トンで、マイワシの漁獲増大等から5年前と比べて16%の増大となっています。

漁業就業者は6千9百人(平成30年)と5年間で21%減少しているほか、男子漁業就業者の22%が65歳以上となっています。

また、漁業就業者一人あたりの漁業生産の状況は、60トン、843万円となっており、全道平均の51トン、866万円と比べて生産額は同程度にあります。

##### ○ 施策課題

- ・ マイワシやスケトウダラで安定した資源利用が図られている一方で、サンマやスルメイカの来遊不振が続いており、引き続き適切な資源管理を進めるとともに、資源状況に応じた新たな生産体制づくりを進める必要があります。
- ・ 秋サケの来遊が大きく減少しており、資源回復に向けた取組を一層強化する必要があります。
- ・ サンマの資源減少や小型化、漁場の遠方化などから、さんま漁業の代替漁業としてマイワシの試験操業をおこなっていますが、大型のもの以外はミール向けとなっており、魚価対策が必要となっています。
- ・ 主要魚種の生産減少などから、サケ類の養殖試験が進められていますが、コスト削減などの課題があります。
- ・ 秋サケやサンマなどの生産減少から栽培漁業に注目が高まっており、新たな魚種に対する増殖技術の研究などが求められています。
- ・ 赤潮被害を受けた水産資源の早期回復と経営の安定化が課題となっています。
- ・ コンブ藻場の減少や漁業者の高齢化などから、コンブの生産量が減少傾向にあり、対策が求められています。
- ・ 日本とロシアとの協定に基づく漁業の安定的な操業機会の確保や、ロシアトロール船による漁具被害の未然防止が求められています。
- ・ 集中豪雨などに伴い発生する流木について、沿岸域の水域環境の悪化や漁具への被害が懸念されることから、迅速な処理等が求められています。

##### ○ 施策の展開方向

えりも以東太平洋海域では次の施策について重点的に取組を進めます。

- ・ 漁業者の理解と協力の下、これまでの自主的な取組とTAC等による新たな資源管理との効果的な



融合を図るなど、道内の実態に合った適切な資源管理を推進します。

- ・ 秋サケ資源の回復・安定を図るため、研究機関や民間団体等と連携して、ふ化場の改修や改良飼料の導入等により稚魚の飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流技術の改良などの取組を推進します。
- ・ 資源が増加傾向にあるマイワシ等の有効利用を図るための操業体制づくりを推進するとともに、付加価値向上や販路拡大の取組などを促進します。
- ・ 新たな養殖業として期待されるサケ・マス類の魚類養殖及びウニの陸上養殖について、地域の実情に応じた取組を促進するとともに、養殖業としての事業化に向け、技術開発や採算性の検討を漁業関係団体等とともに進めます。
- ・ 安定した漁業生産を確保するため、魚種や海域の特性を生かした増養殖技術の開発などを推進します。
- ・ 令和4年7月に策定した「北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関するロードマップ」に基づき、地域の要望を踏まえながら、国、地元市町や漁協、漁業者、関係団体と連携し、漁場環境の回復や経営の安定に向けた取組を進めます。
- ・ コンブについて、ドローン等を活用した生育状況の把握や陸上作業の自動化の取組を推進します。
- ・ 北方四島周辺水域及びロシア200海里水域における安定的な操業機会の確保に向けて、関係団体と連携してロシアとの漁業交渉などの取組を促進するとともに、ロシア船による漁具被害の防止などに努めます。
- ・ 流木等の漂流・漂着物の回収・処理対策を推進するとともに、関係機関で組織された協議会と連携し、流木の発生抑制に取り組めます。

#### (5) オホーツク海海域

##### ○ 水域の概要

令和2年の人口は22万3千人で、令和27年には約15万人となることが推計されています。

令和2年の漁業生産は41万6千トンで、ホタテガイの生産回復等から5年前と比べて45%の増大となっています。

漁業就業者は4千1百人(平成30年)と5年間で18%減少しているほか、男子漁業就業者の12%が65歳以上となっています。

また、漁業就業者一人あたりの漁業生産の状況は、102トン、1,476万円となっており、全道平均の51トン、866万円と比べて高位にあります。

##### ○ 施策課題

- ・ スケトウダラで安定した資源利用が図られている一方で、ケガニの生産が不安定となっており、引き続き適切な資源管理を進める必要があります。
- ・ 秋サケ資源は長期的には減少傾向にあることから、試験研究機関による調査研究や民間ふ化放流事業の改善等による早急な資源回復対策が必要となっています。
- ・ 主要魚種のホタテガイは、平成26年度に低気圧による大規模な被害を受けたことから、波浪による影響を最小限にする対策が求められています。
- ・ 秋サケやケガニなど主要魚種の生産が不安定であり、新たな魚種に対する増殖技術の研究などが求められています。
- ・ ホタテガイや秋サケの国内需要の拡大や輸出促進のため、安全・安心の確保が求められており、生産から流通・加工に至るまでの品質保持や衛生管理高度化のための体制整備が必要となっています。

## ○ 施策の展開方向

オホーツク海海域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- ・ 漁業者の理解と協力の下、これまでの自主的な取組とTAC等による新たな資源管理との効果的な融合を図るなど、道内の実態に合った適切な資源管理を推進します。
- ・ 秋サケ資源の回復・安定に向け、試験研究機関や民間団体等と連携して、ふ化場の改修や改良飼料の導入等により稚魚の飼育環境の改善を促進するとともに、沿岸環境の変化に対応した放流技術の改良などの取組を推進するほか、野生魚の河川遡上に配慮した取組を進めます。
- ・ 環境変化への適応力が高いとされる秋サケ野生魚の活用について検討を進めます。
- ・ ホタテガイについて、時化の影響が少ない沖合での漁場造成など海洋環境の変化に強いホタテガイの漁場づくりを推進します。
- ・ 漁獲量が減少傾向にあるケガニについて、資源管理の取組を継続するとともに、種苗生産技術の開発に向けた初期生態の解明を進めます。
- ・ 輸出先国の規制等を踏まえた生産海域でのモニタリングを実施するとともに、衛生管理型漁港や鮮度保持施設等の整備、水産加工場のHACCP認定取得を促進します。

## (6) 内陸の水域

### ○ 水域の概要

本道における内水面は、流域面積で国内第2位の石狩川のほか、十勝川や天塩川をはじめ大小約1,500の河川、天然湖沼、ダム湖があり、各地で漁業やます類養殖業などが行われています。

内水面における漁業は共同漁業権で50件、区画漁業権で15件(令和4年現在)が免許されており、生産規模は全道で約7千トン、12億円(令和2年)で、ワカサギ、ヒメマス及びシジミなど地域の重要な資源となっているほか、ヤマメ、ヒメマス及びアユなど遊漁の対象としても地域の振興に貢献しています。

### ○ 施策課題

- ・ 生産力が低く、水産動植物の採捕が容易な内水面では、資源の適切な管理と増大を図る必要があります。
- ・ 自然の再生産を促すため、河川や湖沼の生物多様性の保全を図る必要があります。

### ○ 施策の展開方向

内陸の水域では、次の施策について重点的に取組を進めます。

- ・ 増養殖技術の普及や販路に係る情報提供等を通じた漁業者・養殖業者の育成強化を図るとともに、資源等の調査や資源管理、増殖・種苗生産事業の実施など、ワカサギやヒメマス、シジミ等の資源の維持・増大の取組を促進します。
- ・ 地域資源を活用した体験型観光やアドベンチャートラベル等の取組により増加が見込まれる遊漁者等とのトラブルを未然防止するため、河川や湖沼等での釣りのルールやマナーの定着を促進します。
- ・ 外的要因に影響されやすい内水面の特性を踏まえ、生態系に影響を与えるブラウントラウト等の外来種の情報収集や必要な駆除の取組を推進します。
- ・ 内水面を持続的に利用するため、農林業等との連携した良好な生育環境の保全など地域の特色を活かした取組を促進します。

## 第5 計画の目標(漁業生産の目標)

### 1 基本的な事項

漁業生産目標の年次は、国の水産基本計画における自給率目標(持続的な漁業生産目標)との整合を図り、目標年を令和14年(2032年)としています。

この漁業生産目標は、水産資源の管理や栽培漁業の推進、水域環境の保全のほか、将来にわたり漁業生産を維持していくための体制づくりなど、道や水産関係者などが取り組む各種施策の効果が発揮され、漁業生産についての課題が解決した場合に実現可能な水準として設定しています。

### 2 漁業生産の目標

#### (1)漁業生産量

気候変動や海洋環境の変化をはじめとした地球規模での環境変化を背景に、秋サケの来遊不振、サンマやスルメイカ資源の減少と分布の遠方化、赤潮の発生などによる漁業生産の減少、ブリやマイワシなど増加傾向にある資源利用による漁業生産の増加、漁業就業者の減少や漁船の老朽化に伴う生産力の低下などにより、近年の漁業生産量は変動が大きいものの、すう勢としての令和14年(2032年)の予測値は100万トン程度と考えられます。

道としては、漁業生産量の回復に加え、資源管理や栽培漁業の取組強化、漁業経営体の育成や就業者の確保などの施策を総合的かつ計画的に進め、150万トンを超える程度に漁業生産量を増大させていくことを目標とします。

(万トン)

区分	平成30年	令和2年	令和14年		備考	
			すう勢	目標		
海面漁業・養殖業	魚類	55	66	55	87	サケ、スケトウダラ 等
	水産動物	6	4	5	7	ミズダコ、スルメイカ 等
	貝類	40	44	35	48	ホタテガイ、ホッキガイ 等
	海藻類	7	7	4	7	マコンブ、ナガコンブ 等
	計	108	121	99	149	
内水面	1	1	1	1		
総計	109	121	100	150		

(万トン)

魚種	平成30年	令和2年	令和14年		備考
			すう勢	目標	
スケトウダラ	12	15	9	16	本道周辺海域には複数の系群が存在し、資源水準が低位となっている系群もあるため、漁獲量の管理や未成魚の保護などの資源管理を進め、漁業生産の維持増大を図ります。
マガレイ・ソウハチ	0.8	1.0	1.0	1.0	漁業生産量は概ね横ばいで推移していますが、漁獲量の管理や未成魚の保護などの資源管理を進め、漁業生産の維持増大を図ります。

ホッケ	3	4	2	8	本道周辺海域には複数の系群が存在し、資源水準が低位となっている系群もあるため、漁獲努力量削減の取組等を進め、資源の早期回復を図ります。
サケ (秋サケ)	6	5	4	15	秋サケ資源の減少が続いていることから、ふ化場の改修や改良飼料の導入、沿岸環境の変化に合わせた稚魚の放流等を進め、資源の回復と安定化を図ります。
ホタテガイ	39	42	35	47	生産量の安定に向け、沖合での漁場造成や養殖管理マニュアルの普及などの取組を進めます。
コンブ (生重量)	7	7	4	7	生産量は減少傾向で推移していますが、漁場の整備や漁場環境の保全、ICTの活用など、生産安定に向けた取組を進めます。

(百トン)

ヒラメ	8.4	8.8	7.2	8.8	漁業生産量は概ね横ばいで推移していますが、効率的な種苗放流のほか、小型魚の保護などの資源管理を進めます。
マツカワ	1.7	1.2	1.6	1.9	漁業生産量は概ね横ばいで推移していますが、効率的な種苗放流のほか、小型魚の保護などの資源管理を進めます。
ニシン (日本海海域)	29	45	45	53	漁業生産量は増加傾向で推移しており、効率的な種苗放流のほか、漁業者の自主的な資源管理の取組を進めます。
ウニ (殻付き)	43	39	24	39	漁業生産量は減少傾向で推移していますが、種苗放流や密度管理、餌料藻類の確保、かご養殖等の取組を進めます。
ナマコ	20	18	12	22	漁業生産量は減少傾向で推移していますが、種苗生産・放流技術の開発等のほか、漁業者の自主的な資源管理の取組を進めます。

資料 : 北海道水産現勢(北海道)、漁業・養殖業生産統計(農林水産省)

注 : ウニ・カキを殻付き重量に、海藻類を生重量に換算

## (2) 漁業生産額(漁業就業者一人あたり生産額)

生産量目標の達成とともに、漁業経営の安定を図ることが重要であり、漁業就業者一人あたり生産額は、漁業経営の指標となりますが、近年は、漁業生産体制の脆弱化や国内外の消費・流通構造の変化、国際的な情勢の変化などにより、変動が大きいものの、すう勢としての令和14年(2023年)の予測値は1,190万円程度と考えられます。

道としては、このような中で、漁業経営対策や消費流通対策などの施策を総合的かつ計画的に進め、1,370万円程度に漁業生産額を増大させていくことを目標とします。

(万円)

区分	平成30年	令和2年	令和14年	
			すう勢	目標
漁業生産額	1,122	866	1,190	1,370

資料 : 北海道水産現勢(北海道)、漁業構造動態調査(農林水産省)、漁業センサス(農林水産省)

## 第6 計画の推進体制

### 1 推進体制

計画の具体的な推進にあたっては、地域主権の進展を踏まえ、水産関係者をはじめとして、道民の主体的な取組を基本に市町村や水産関係者、消費者などとの役割分担を明確にし、連携・協力した取組を進めます。

また、厳しい財政状況に対応するため、「選択と集中」の視点から施策の重点化を図り、計画的に推進します。

試験研究機関等と連携して、水産分野における技術開発を進めるとともに、機能性食品の開発や生態系の保全に関する調査研究など、試験研究機関等が有する幅広い研究分野との連携機能を効果的に活用し、多様な道民ニーズに応える研究開発を推進します。

地域固有の課題への迅速で的確な対応や地域の主体性を生かした地域づくりなどを進めるため、庁内各部局との横断的な連携を図るとともに、総合振興局・振興局体制において、効率的かつ効果的な水産施策を展開します。

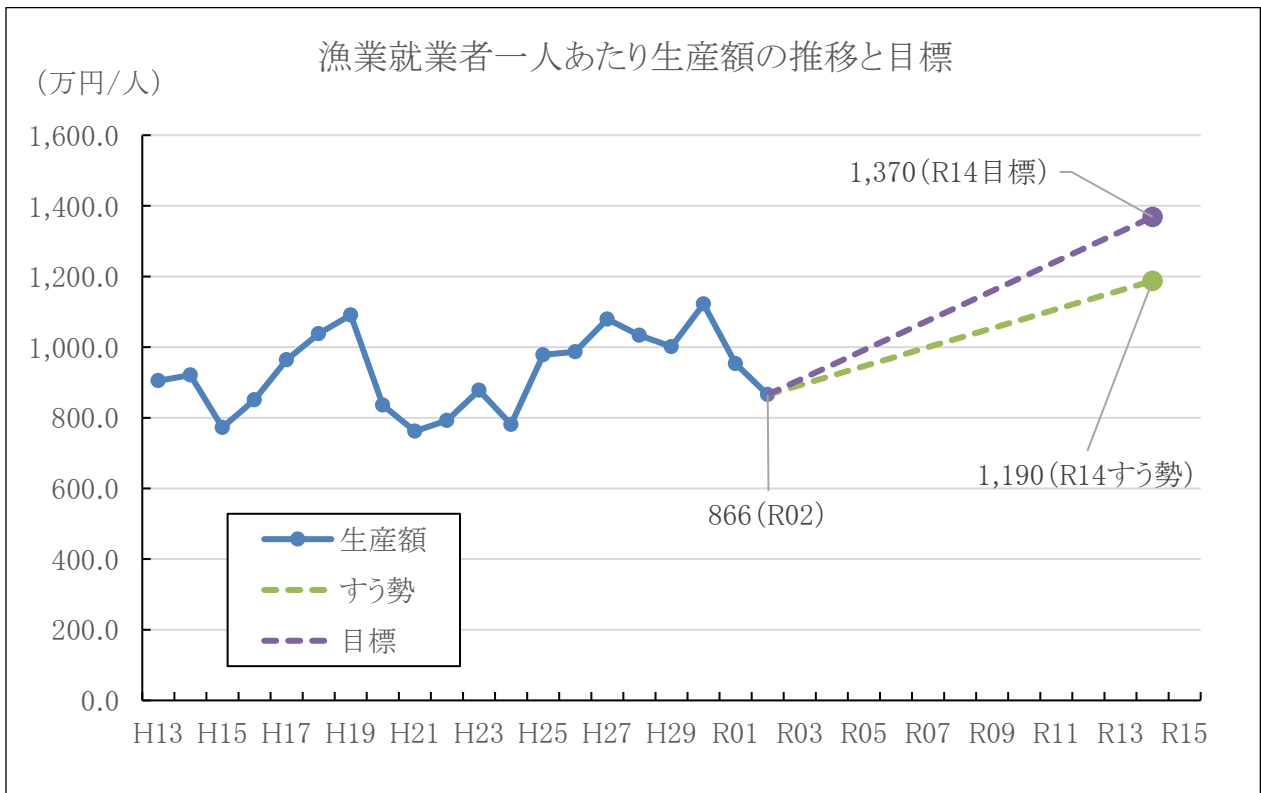
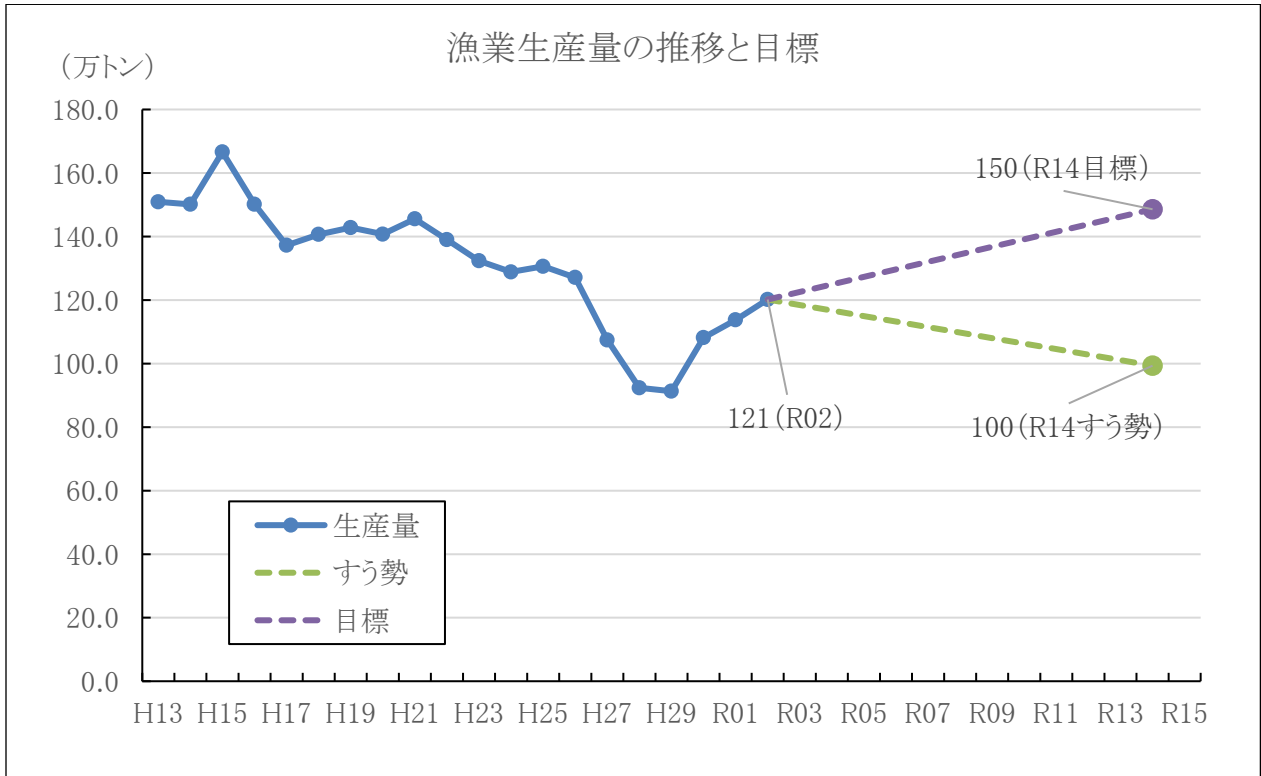
### 2 推進管理

計画の実効性を確保するため、水産業・漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する年次報告により、議会に毎年度報告するとともに、北海道水産業漁村振興審議会や道民の方々に公表していきます。

毎年度、施策評価を実施し、その結果を踏まえ見直しや改善を行います。

資料編

1 関連図表



## 2 関連指標

「第3 施策の展開方向」の3担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進、4安定的な水産業経営の育成に関連する指標として、漁業経営体、漁業就業者の目標を取りまとめました。

区分	平成30年	令和2年	令和14年	
			すう勢	目標
経営体数 (千経営体)	11.1	10.2	6.4	7.4
就業者数 (千人)	24.4	23.4	16.1	22.7
(新規就業者数) (人)	(205)	(156)	(120)	(180)

資料: 漁業構造動態調査(農林水産省)、漁業センサス(農林水産省)、水産林務部水産局水産経営課調べ

同じく、6安全かつ良質な水産物の安定的な供給、7水産物の競争力の強化に関連する指標として、漁業生産額の目標を取りまとめました。

(億円)

区分		平成30年	令和2年	令和14年	
				すう勢	目標
漁業生産額	海面	2,735	2,027	1,910	3,110
	内水面	23	12	11	12
	計	2,758	2,039	1,921	3,122

資料: 北海道水産現勢(北海道)、地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます内水面水産試験場調べ

※ 平成30年9月1日に能取湖が漁業法上の海面に指定されたため、以降の能取湖の漁業生産額は内水面から除外している。

## 3 関連する主な計画等

- ・ 北海道総合計画
- ・ 北海道強靱化計画

<水産に関連する基本計画等>

- ・ 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(栽培漁業基本計画)
- ・ 海域別栽培漁業推進計画
- ・ 北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針
- ・ 北海道さけ・ます人工ふ化放流計画
- ・ 北海道資源管理方針
- ・ 漁港漁場整備長期計画
- ・ 道総研における研究開発の基本構想 等

<他分野に関連する主な基本計画等>

- ・ 北海道食の安全・安心基本計画
- ・ 北海道食育推進計画
- ・ 北海道森林づくり基本計画
- ・ 北海道環境基本計画
- ・ 北海道観光のくにつくり行動計画 等

#### 4 用語解説

ア	赤潮	プランクトンの異常増殖により、海水が変色する現象。水の色は原因となるプランクトンの色素により異なり、オレンジ色、赤色、赤褐色、茶褐色などを呈する。珪藻、渦鞭毛藻、ラフィド藻、ハプト藻などの植物プランクトンが原因となる。
	アザラシ	アザラシ科の総称。日本近海ではアゴヒゲアザラシ <i>Erignathus barbatus</i> 、クラカケアザラシ <i>Phoca fasciata</i> 、ゴマフアザラシ <i>Phoca largha</i> 、ゼニガタアザラシ <i>Phoca vitulina</i> 、ワモンアザラシ <i>Pusa hispida</i> の5種が分布している。
	磯焼け	コンブやワカメなどの海藻類が極端に減少し、岩礁が無節石灰藻(主成分が石灰質の海藻)に覆われて、岩面が白ないし黄色化する現象。昭和30年以降から日本海沿岸を中心に見られており、その原因は、海況の変化やウニ等の食害などが言われている。
	魚付林	海岸、河川、湖沼の水面への樹木の投影、養分の供給、水質汚濁の防止など、魚類をはじめとする水産生物の棲息、繁殖を助ける役割を果たしている森林。
	海業	海や漁村の地域資源(水産資源のみならず、海・景観・伝統・文化など)の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。
	オットセイ	アシカ科のうちキタオットセイ属とミナミオットセイ属の総称。日本近海にはアシカ科キタオットセイ属のキタオットセイ <i>Callorhinus ursinus</i> が分布している。
カ	海獣類による被害	漁網などの破損による直接被害と、漁獲物の損傷、網の損傷や被害未然防止のための休業による操業機会の逸失などの間接被害がある。
	貝毒	二枚貝などが有毒なプランクトン(貝毒プランクトン)を摂取することにより体内に蓄積する自然毒のこと。代表的なものは「麻痺性貝毒」と「下痢性貝毒」で、その原因となる植物プランクトンは、麻痺性貝毒は <i>Alexandrium tamarense</i> 、下痢性貝毒は <i>Dinophysis fortii</i> 等が知られている。
	河畔林	河川沿いに分布する森林で、河川により形成された地形構造の上に成立し、河川の影響を強く受け続けるとともに、河川の生態系に影響を及ぼす森林。
	カーボンニュートラル	植物は燃やすと化石燃料と同様に二酸化炭素を排出するが、成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになる、という炭素循環の考え方。
	寒流	地球規模でおきる海水の水平方向の流れのうち、高緯度から低緯度へ流れる海流。北海道周辺には親潮(千島海流)とリマン海流が流れている。
	漁業収入安定対策	国民への水産物の安定供給を図るため、平成23年から水産庁が導入した、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策・コスト対策を組み合わせた総合的な対策。
	魚道	河川の水産生物の上下流方向への移動が妨げられる箇所で、移動を助けるために設置される工作物。階段状の構造物が一般的である。
	系群	水産資源を考える際の単位となり、分布・回遊・産卵場などを異にする独立性の高い集団。
サ	再生産	生産が常に繰り返されている過程を指す。水産生物では繁殖等により増殖すること、世代継続することがそれにあたる。
	栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施し、資源を積極的に培養しつつ、漁獲する漁業。



試験研究機関	試験研究を主目的として国、都道府県、大学等が設置する機関。 北海道の水産分野では、「独立行政法人 水産総合研究センター北海道区水産研究所」、「地方独立行政法人 北海道立総合研究機構水産研究本部」、「北海道大学水産学部」等がある。	
資源造成型栽培漁業	放流種苗の直接的な回収を目的とした栽培漁業と併せて、放流種苗の持つ資源の造成機能を活用するもの。	
持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に具体的な169のターゲットがある。 (Sustainable Development Goals の略。)	
種苗放流	有用水産動物の種苗を生産し、自然界に放流すること。	
食育	様々な経験を通じて、食の安全や栄養、食文化などの「食」に関する知識と、「食」を選択する力を養うことにより、健康な食生活を実践することが出来る人間を育てること。	
水産エコラベル	持続可能で生態系など環境に配慮した方法で漁獲された水産物であることを示すラベル。2005年、FAO(国際連合食糧農業機関)において漁業そのものや流通加工過程での管理の取組を定めたガイドラインが合意され、欧米を中心に浸透しつつある。	
水産系廃棄物	水産動植物の採捕又は養殖に伴い発生する廃棄物と、漁獲物を加工することに伴い発生する廃棄物。	
スマート化	ICT、IoTやAI等の先端技術を活用した機器等を導入することによって、既存の作業を省コスト化・省力化し、生産性を向上させること。	
生物多様性	あらゆる生物間の変異性のこと。同一種内の遺伝的多様性、種間の多様性、生態系の多様性など、さまざまな視点がある。	
タ	暖流	地球規模でおきる海水の水平方向の流れのうち、低緯度から高緯度へ流れる海流。北海道周辺には黒潮(日本海流)と対馬海流が流れている。
	地域漁業管理期間 (RFMO)	国連海洋法条約(UNCLOS)を基礎とした国連公海漁業協定(UNFSA)に基づき、水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、設置される国際機関。沿岸国・地域及び高度回遊性魚種を漁獲する国(遠洋漁業国)等が参加し、対象資源の保存管理措置等を決定している。 (Regional Fisheries Management Organization の略。)
	デジタル化	業務効率化や生産性向上などを目的に、アナログをデジタルに変換すること。
	地理的表示保護制度 (GI)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき、品質や社会的評価等の特性が産地と結びついている製品について、その名称を知的財産として保護する制度。
	特定技能制度	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。現在、介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業及び外食業の12分野で特定技能外国人の受入が可能である。
	トド	アシカ科トド属に分類される <i>Eumetopias jubatus</i> 。北太平洋、オホーツク海、日本海、ベーリング海に分布し、雄で体長約3.3m 体重約1t、雌で体長約2.5m 重300kg 近くまで成長する大型の哺乳類。千島列島やアリューシャン列島等に繁殖地を持ち、北海道沿岸へは11月～5月の冬期を中心に来遊してくる。
	取締機関	警察や海上保安庁など法令違反を取り締まる機関。

ハ	排他的経済水域 (EEZ)	海洋法に関する国際連合条約に基づき設定される、領海の基線からその外側 200 海里(約 370km)の線までの海域(領海を除く。)並びにその海底及びその下をいう。 排他的経済水域では、沿岸国に、天然資源に関する主権的権利、並びに人工島・施設等の設置、科学的調査、海洋環境の保護・保全に関する管轄権等が認められている。 (Exclusive Economic Zone の略。)
	浜ブラン	漁業者自らが、地域の状況を踏まえた収入向上とコスト削減の方策を検討・実践し、水産業や漁村の地域の再生を図るための計画。
	干潟	泥や砂により形成される海岸部の湿地帯で、潮の干満による水面の上下動により陸地と海面下を繰り返す。幼稚仔の生育場、藻類の付着基質、鳥類の飛来地、水質浄化機能・緩衝機能として重要な生態学的機能を有する。
	ブルーカーボン	沿岸域や海洋の生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素。
	放射性物質	放射能(原子核が崩壊して放射線を出す能力)を持つ物質。放射性物質にはもともと自然界に存在するものと、原子力発電等により人為的に発生させたものがある。
	北方領土	北海道本島の北東の洋上に位置する歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。
マ	密漁	法令に反して水産動植物を採捕する行為。漁業権の侵害や、免許・許可を得ずに漁業を行った場合等がこれにあたる。
	モニタリング	Monitoring のカタカナ表記。継続監視。水温や水質などの物理環境や生物種構成や資源量などの生物環境がその対象となり、継続的に長期間にわたって調査・観測・監視すること。
	藻場	沿岸域の海草または海藻が繁茂した場所。魚介類の産卵場、仔稚魚の隠れ場、他の藻類の付着基質として重要な生態学的機能を有する。
ヤ	屋根付き岸壁	漁獲した水産物の衛生管理を強化するために、直射日光や鳥の糞による汚染等を防止するために屋根が整備された岸壁。
	遊漁	娯楽、趣味、スポーツのために行う、釣りや潮干狩りなどの営利を目的としない水産動植物の採捕。
	養殖	収穫の目的をもって、人工手段を加え水産動植物の発生又は発育を積極的に推進し、その個体の数又は量を増加させる行為。道内ではホタテガイ、コンブ、カキなどが代表的である。
	ヨーロッパザラボヤ	大西洋原産の外来種。日本在来種のザラボヤと近縁種。
ラ	レクリエーション	recreation のカタカナ表記。娯楽、余暇。
ABC	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。コンピューターがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、議論定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
	HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point の略。危害分析重要管理点。食品の中に潜む危害(生物的、化学的あるいは物理的)要因を科学的に分析し、それが除去(あるいは安全な範囲まで低減)できる工程を常時管理し記録する方法。
	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。様々な情報サービスを統合し、ユーザーが情報を利用することができるようにする技術。サーバーやインターネットなどの技術面だけでなく、ビッグデータやソーシャルメディアなどのサービス面もその範囲に含めることが多い。情報技術(Information Technology (IT))とほぼ同義の意味であるが、国際的には ICT は一般的に使われているため、日本でも ICT が併用されるようになっている。
	IoT	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットに接続し情報をやりとりすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを示したものの。

SNS	Social Networking Service の略。ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスやウェブサイト。
TAC	Total Allowable Catch の略。漁獲可能量。漁獲量が多く経済的価値が高い魚種や資源状態が極めて悪く緊急に保存管理を行うべき魚種等の漁獲上限を定め、その範囲内に漁獲を収めるよう漁業を管理する制度。日本では、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ及びクロマグロの8つが対象として設定されている。
U・Iターン	地方で生まれ育った人が都会等で一度生活した後に再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことを U ターンといい、生まれ育った故郷以外の地域に移住すること、特に都市部から地方に移り住むことを I ターンという。